

新たな農業・農村政策が始まります(第2回)

今回の農政改革の柱「農地中間管理機構(農地集積バンク)」

農業委員会だより

企画/宗像市農業委員会
連絡先/宗像市東郷1-1-1
TEL(36)0046

農業についての
意見を気軽にどうぞ。

国が新しい農業・農村政策を策定しますので、一部を紹介いたします。この政策は、農業経営者が安心して農業ができる環境を整備するとともに、地域が一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給

農地中間管理機構の設置

農地の有効利用の継続や、農業経営の効率化を進める担い手へ、農地利用の集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構(都道府県に1つ)を設立しました。

【農地中間管理機構】

- ①地域内の分散し錯綜(さくそう)した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地などについて、同機構が借り受け
- ②同機構は、必要な場合には、基盤整備などの条件整備を実施し、担い手(法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業)がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸し付けする
- ③同機構は、当該農地について農地として管理をする
- ④同機構は、その業務の一部を市町村などに委託し、同機構を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進する

農業委員会は、土地の所有者に対し、同機構に貸す意思があるかどうかの確認から始めるなど、手続きの大幅な改善・簡素化で、耕作放棄地状態の発生防止と速やかな解消を図ります。

出し手
(所有者)

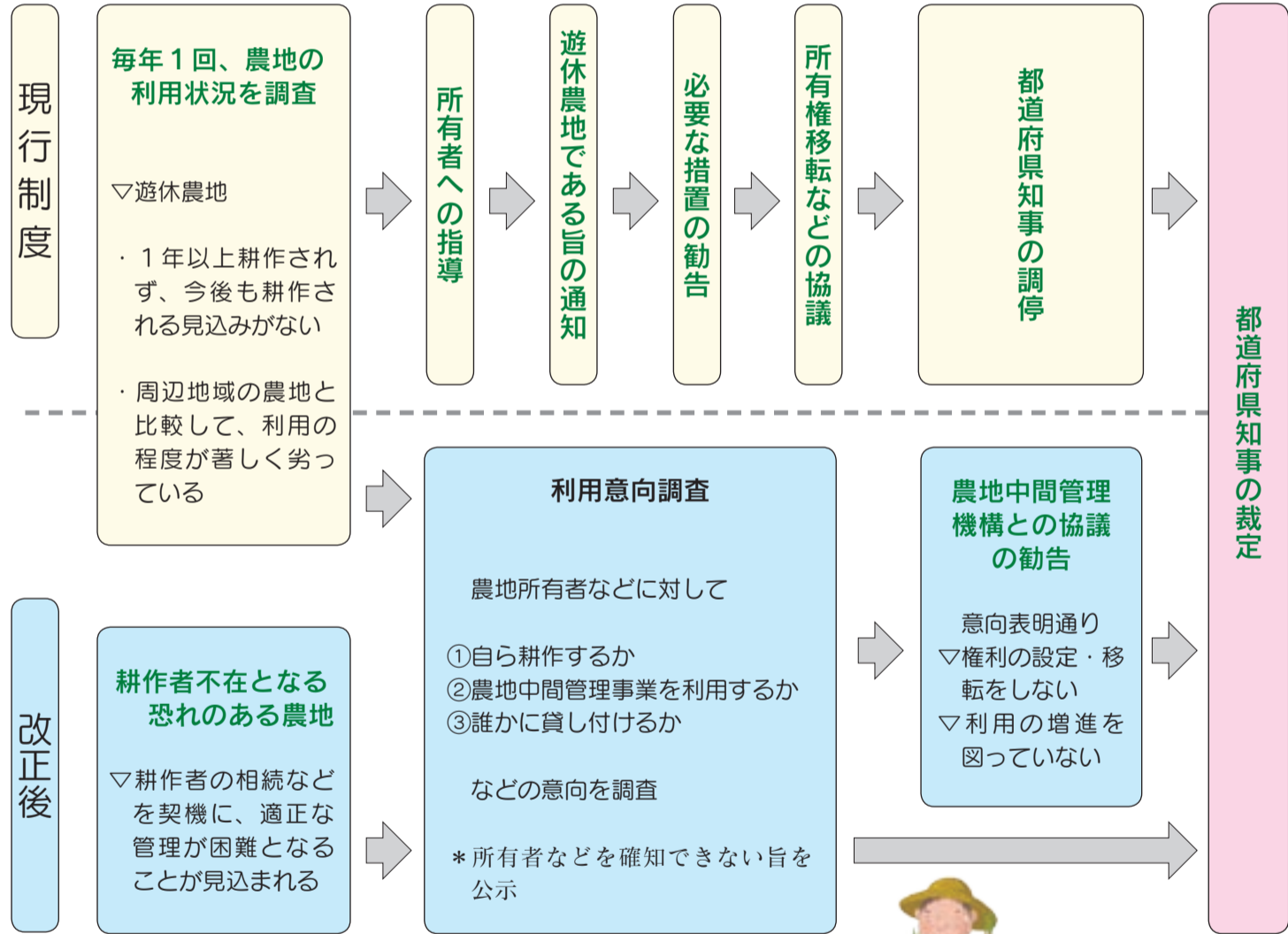
受け手
(担い手)

遊休農地に関する措置の概要

● 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者などに対する意向調査を実施します

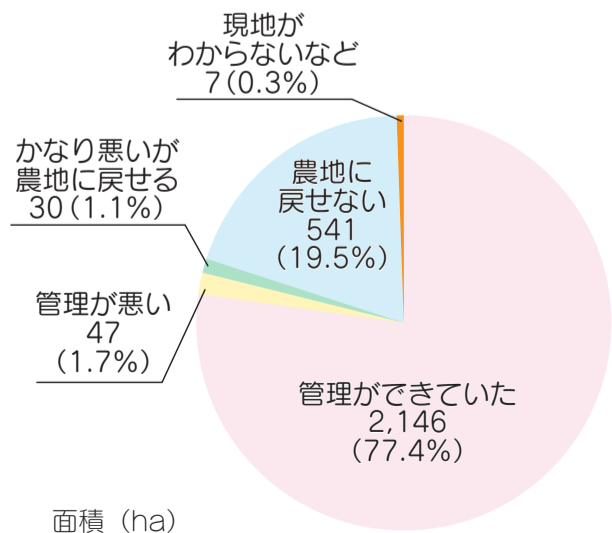
● 調査を実施します意向通り、取り組みを実施しない場合、農業委員会は農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるような措置をします

● 所有者が分らない遊休農地(共有地の場合)は過半の持分を有する者がはっきりしていない場合)については、公示手続きで対応します



農地パトロール(利用状況調査)の結果

● 今後遊休農地解消など利用意向調査、農地・非農地の判断、再調査をフ参照。実施し、農地台帳の整備を進めていきます(グラフ参照)。



しっかり積み立て、がっちりサポート
安いで豊かな老後を

農業者年金

農業に従事する人なら広く加入できます。国が支える、安心が大きくなる「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

あなたの老後生活への備えは十分ですか？ 年金は家族一人一人について準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

■申込・問い合わせ先
近くの農業委員か農業委員会 ☎(36)0046